

県内太陽光発電施設の現地調査を実施します

本県では、地域に受け入れられる太陽光発電事業の普及・拡大のため、「太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年10月施行)(以下「本条例」という。)」の適正な運用を図っています。

しかし、近年は、太陽光発電施設の設置に伴うトラブル事案が発生しているほか、設置後の維持管理や設備の廃棄、土砂災害などに対する地域住民の不安が高まっています。

こうしたことから、本県では、「令和8年度宮城県太陽光発電施設巡視業務」として、東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社へ業務委託を行い、県内の太陽光発電施設の現地調査を行います。

現地調査は、①外観調査、②立入調査のいずれかの方法(もしくはその両方)により行います。委託事業者による太陽光発電施設の確認を行うほか、必要に応じて、発電事業者宛に委託事業者よりご連絡をする場合がございますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

—現地調査の概要—

1. 調査方法

- ① 外観調査: 太陽光発電施設の敷地内への立入りは行わず、敷地外からの外観目視を行います。特段の理由のない限り、発電事業者への事前連絡は行いません。
- ② 立入調査: 太陽光発電施設の敷地内に立入り、敷地内の調査を行います。立入りに際しては、事前に委託事業者より、発電事業者にご連絡いたします。また、状況に応じて、発電事業者へのヒアリングを行うことがあります。

2. 調査対象 本条例の対象となる出力50kW以上の太陽光発電施設(実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合も、合算した出力により対象となるか否かを判断するため、現地調査の対象とします。)

※仙台市内に設置されている施設を除きます。

3. 調査期間 令和8年7月～令和9年3月(予定)

4. 委託事業者 東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社

■ 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境生活総務課 企画調整第二班

TEL:022-211-2332

E-Mail:pv-jourei@pref.miyagi.lg.jp